

○国土交通省告示第千五十三号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項及び第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

三 関東運輸局長	
「特別区・武三交通圏」、 「南多摩交通圏」、 「西多摩交通圏」、 「京浜交通圏」、 「県央交通圏」、 「湘南交通圏」、	平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで

	「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「市原交通圏」、「南房交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県南東部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「水戸県中央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	
三 関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「南多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「京浜交通圏」、「県中央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで

を

	通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「市原交通圏」、「南房交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県南東部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	
	「鹿行交通圏」	平成二十六年十月三十一日から平成二十九年九月三十日まで

に

附 則

この告示は、公布の日から施行する。